

2026（令和8）年 7月 28日

厚生労働省

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

2027（令和9）年度

障害福祉・障害者雇用対策関係予算等に関する要望

一般社団法人日本自閉症協会

会長 市川 宏伸

〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22

築地ニッコンビル 6 階

TEL 03-3545-3380/asj@autism.or.jp

（担当 樋口）

日ごろよりの自閉スペクトラム症（以下、自閉症という）をはじめとする発達障害への理解の促進、支援施策の実現のご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

とくに、4月2日の世界自閉症啓発デーの取り組みは、今や全国各地の様々な自治体、団体、企業の自主的な取り組みを牽引し、大きな効果をあげています。牽引イベントとしての同啓発デーの取り組みを引き続きお願い致します。

私達、日本自閉症協会は、Happy with Autismの理念のもと、知的障害の有無にかかわらず全ての自閉症当事者とその家族の豊かな生活の実現に向けて、日々活動を行っております。

次年度の予算等に対して、弊協会から以下を要望いたします。

住まい

1. 障害者の住む権利の一つとして、入所施設のこれ以上の削減をやめてください。また、必要なところでは設置や個室化等の予算を付けてください。
自閉症で強度行動障害のある人にとって選択肢の一つとして入所施設があることを国の方針として明確化してください。
2. 個の生活を重視するなど自閉症に合ったグループホーム(GH)と重度対応のGHを増やしてください。
また行動障害のある人への支援を行う職員を土日祝日や夜間について配置ができるよう、加算や加配を可能とする柔軟な制度にしてください。
3. 入所施設やGHが合わない人のために重度訪問介護の利用を拡大してください。
強度行動障害に対応できる事業者と職員を確保してください。

保護者支援、母親支援（「18歳の壁」問題）

4. ひとりにしておくことが困難な成人障害者を抱える親の就労を保障してください。
そのため、日常的に親の帰宅まで預かる支援を位置付けてください。
普段利用している事業所等で、通常の利用とは別の制度でもよいので預けられるようにしてください。
（背景）学校&放課後等デイサービスがなくなり、成人のサービスに移行すると、始まりは遅くなり、帰りは早くなるため、仕事をあきらめたり、パートに変更せざるを得ません。
5. ひとりにしておくことが困難な障害児者を日帰りを含む一時的に預かる機能を拡充してください。
 - ① 入所施設やGHでの短期の宿泊などの受け入れが進むようにしてください。
 - ② 緊急時に普段利用している事業所等で預けられるようにしてください。
 - ③ 地域生活支援事業の日中一時支援事業を必須事業にしてください。
6. 知的障害の自閉症の人の「親なき後」の支援を確かなものにしてください。
 - ① 相談支援員の役割に「親なき後」支援を位置付けてください。
 - ② 看取りを居住系支援の役割としてください。
 - ③ 地域生活支援拠点が「親なき後」問題に機能するようにしてください。

発達障害者支援センター強化

7. 発達障害者支援センターの機能をいっそう強化してください。
（背景）支援センターは、8050問題やひきこもり、強度行動障害、成人の軽度知的障害者対応などで手いっぱいです。多くの課題からは、地域の他機関との連携業務がいっそう求められます。
8. へき地及び過疎地に対応するために発達障害者支援センターの予算や人員配置を増やしてください。
センターのサテライト化やリモート対応など、地域の状況に応じた柔軟な施策が必要です。

相談支援

9. 児童期から成人期、成人期から高齢期などの移行期に、支援が途切れないよう、相談支援体制、とくに基幹相談センターを強化してください。
（背景）成人への移行期は生活環境が大きく変化する時期であり、本人の不安や困りごとが表面化します。家族全体が大きな負担を抱える時期でもあります。移行期は制度の変更点であり、支援の切れ目も生じやすく、また、進路が多様であり、相談先や支援体制が十分ではありません。本人への支援だけでなく、家族も含めた包括的な支援体制が必要です。

支援人材確保・定着

10. 福祉の人材確保のための施策を強力に推進してください。人材が確保できないために支援事業所が増えません。

- ① 国が率先して福祉の仕事の魅力ややりがいを発信してください。
- ② 処遇を改善してあげてください。その際、加算ではなく基本報酬で実施してください。
- ③ 支援の時間確保のために事務作業を減らしてください。
- ④ 職員を研修に出せるだけの人的体制をとれるようにしてください。

強度行動障害

11. 強度行動障害児者への支援を抜本的に強化してください。

- ① 発症予防の推進：発症予防、重篤化予防を家庭、学校、支援施設に浸透させてください。
とくにハイリスク児への助言体制を強化してください。
- ② 中核的人材、広域的人材ならびに集中的支援が早急に機能するようにしてください。
- ③ 中核的人材研修では、力量不足の受講者を修了と認めないでください。
- ④ 保護が必要な場合、緊急一時保護やミドルステイを受け入れる施設を増やしてください。
(背景) 家庭生活が限界に達していたり、破綻している場合がまだまだあります。
- ⑤ 受け入れ事業者（入所施設やGH、通所施設）が実際に増加する施策をお願いします。
受け入れのための施設改造費等の助成をしてください。
- ⑥ 既存の短期入所床に緊急時対応床を確保し、空き状態の場合の補助金を確保してください。
- ⑦ 判定の「行動関連項目」に睡眠障害を入れてください。（「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（事務処理要領）表2、最終改正 令和8年6月）

障害支援区分

12. 自閉症の場合、障害支援区分が低く評価されやすいのが現実です。障害支援区分を自閉症の要支援度に応じたものにしてください。

- ① 現在の聞き取り項目や区分の判定基準は自閉症の要支援度を正しく判定するとは言えないものになっています。自閉症の人が必要な支援を受けられるよう、見直しを行ってください。
- ② 全ての市区町村において、認定調査員マニュアルの記述に沿った適正な認定調査が行われるよう、認定調査員の研修を充実させてください。また、市町村審査会委員の中に、自閉症を理解している人が増えるようにして下さい。

障害年金

13. 障害年金の判定基準の明確化と支給決定の審査を透明化してください。

- ① 自閉症を含む発達障害の審査基準を社会生活の困難さに焦点をあてた内容に変更するなど、障害年金を必要としている自閉症や発達障害の人が公平に支給を受けられる基準に改革してください。
- ② 年金機構の障害年金の判定医や担当は、自閉症の障害特性を十分理解した人にしてください。
- ③ 発達障害・知的障害については、初診日の考え方を見直すか、基礎年金にも3級を設けてください。
(背景) 5歳児健診等発達障害児の早期診断と早期介入が今後進むため。

14. 障害基礎年金の金額の見直しにあたっては、物価上昇と平均的な賃金上昇を反映させてください。老齢年金とは異なる調整方式にしてください。

診断、健診、医療

15. 自閉症をはじめとする発達障害の診療を行える精神科医や小児科医の養成と、医師が発達障害を診療できるような報酬体系の整備をお願いします。
16. 地域格差を解消してください。
17. 診断待ち、とくに初診待機問題を解消してください。
18. コンサータ不足問題への一刻も早い解決をお願いします。

就労

19. 自閉症の人への就労支援、とくに職場定着支援を強化してください。
(背景) 特に一般企業に就労した自閉症の人は職場で孤立して離職するケースが少なくありません。また、職場の周囲との関係が課題である場合もあります。
 - ① 障害者就業・生活支援センターを強化してください。
 - ② 就労継続のためにも、本人ならびに職場への支援を進めてください。

啓発

20. 引き続き自閉症・発達障害の啓発を進めてください。警察や消防、役所等の公的機関における自閉症に対する理解促進を図ってください。

福祉サービスの質的向上

21. 自閉症を支援するすべての福祉機関、医療機関の自閉症支援サービスの質を一定以上に維持できるようにするために、評価やコンサルテーションのシステムを構築をしてください。
22. 不正受給や虐待を無くすために、疑わしい事業者に絞った抜き打ち監査を実施してください。

災害対策

23. 災害時の医療支援について、DPATやDMATスタッフの自閉症理解を深めていただくとともに、「災害薬事コーディネーター」による災害時の薬の提供がなされるようにしてください。

以上